



2025年2月吉日

お客さま各位

オリックス自動車株式会社

マイナ免許証運用開始に伴う対応について

拝啓 平素よりオリックスカーシェアをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2022年の道路交通法の改正により、2025年3月24日（月）から、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード「マイナ免許証」の運用が開始され、以下3つの運転免許証の持ち方が可能になります。

- ①マイナ免許証のみを保有
- ②マイナ免許証と従来の運転免許証の両方を保有
- ③従来の運転免許証のみを保有

※「[マイナ免許証](#)」の詳細は、[警察庁ホームページ](#)をご覧ください

オリックスカーシェアでは、以下の手続きの際は、従来の運転免許証が必要です。「マイナ免許証」のみでは手続きができませんので、あらかじめご了承ください。

■従来の運転免許証が必要な手続き

- ・入会の申し込み
- ・運転免許証の更新
- ・運転者の追加
- ・氏名変更

サービスのご利用・継続を希望される場合お客さまにおかれましては、「マイナ免許証と従来の運転免許証の併用」、または「従来の運転免許証」にて、運転免許資格の発行・更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

引き続きオリックスカーシェアをお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<お問い合わせ先>

オリックスカーシェア問合せ受付センター

TEL: 03-5958-3012